

[事案 20-14] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 20 年 7 月 15 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 1 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

銀行員に勧められ、保険料一時払の変額個人年金保険に加入したが、積立金の変動について説明がなかったので、契約を取り消し一時払保険料を返金してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年に、銀行の 5 年定期預金が満期を迎え、再度定期預金をしようと思い銀行支店に出向いたところ、債券で運用するので安全である等の説明を受け、銀行員から勧められた商品（変額個人年金保険との認識はなかった）を契約した。

ところが、半年後に保険会社から送付されてきた「ご契約状況のお知らせ」を見たところ、積立金額、解約返戻金が、一時払いで払い込んだ保険料に比べ大幅に減少していた。契約時に、解約した場合は契約費用として 6 % だけは引かれること等の説明はあったが、積立金の変動については、チェックシートを読み合わせしただけで、一切の説明がなかった。

本件保険契約は、契約者にとって重要な「積立金の変動リスク」についての、募集人の説明義務懈怠によるもので、契約の重要な部分に錯誤があり無効である。支払済み（一時払）の保険料を、契約時から返金時まで年 5 % の利息を付けて、返金して欲しい。

< 保険会社の主張 >

募集人（銀行員）は、申立契約の商品概要、積立金の変動リスクを含めた重要事項について適切に説明しており、虚偽の説明あるいは誤解を招くような断定的判断の提供は行っておらず、申立人も積立金の変動リスクを含めた重要事項について認識している。従って、申立人に「重要な部分につき錯誤」はないものと考えられ、申立人の請求には応じられない。

募集人は、申立人に対して商品概要および積立金の変動リスクを含めた本件契約の重要事項について各種募集資料を使用・交付して、適切に説明したと述べている。

申立人は、意向確認書を募集人と読み合わせたうえで、意向確認書の中の項目「運用実績に応じて積立金額、解約返戻金額等が変動すること、また積立金額、解約返戻金額等が一時払保険料を下回る可能性があることを確認するとともに、了解いただきましたか」の「はい」という欄にチェックし、署名している。

募集人が申立人に対して説明の際に使用・交付した各種募集資料にも、積立金の変動リスクを含めた重要事項について説明した記載があること。

申立人には、投資信託、債権、株式、変額個人年金等への投資経験があることから、申立人が本契約における積立金の変動リスクを含めた重要事項を認識していなかったとは考えられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面をもとに審理を行うとともに、申立人、募集人（銀行員）双方から契約時の説明状況・内容等について事情聴取を行い審理した。その結果、下記により、契約申込み当時、申立人が主張するような錯誤

に陥っていたものと考えすることは出来ず、仮に、錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失があると言わざるを得ず、申立内容には理由がないことから生命保険相談所規程第 40 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は申立契約が変額個人年金保険であるという認識がなかったと言うが、「申込書・告知書」と「意向確認書」の表題には、いずれも「変額個人年金保険」と大きめの文字で記載されており、署名・捺印する者の目に入らないはずがなく、「変額個人年金保険」であるという認識がなかったという申立人の主張は、俄かには信用することは出来ない。
- (2) 申立人には既に投資信託・株式・変額個人年金保険への投資経験があったこと、意向確認書の特にご確認いただきたい事項中の「積立金額・解約返戻金額が変動すること、また一時払保険料を下回る可能性があることを確認し了解したか」という質問事項に対し、申立人自身が「はい」にチェックを付けていること、パンフレット等の書類には、各箇所を繰り返し、本件契約に関するリスクについて記載されていること等の事実を総合考慮すると、申立人は、申立契約がリスクの高い商品であることは十分に認識していたと考えざるを得ない。
- (3) 申立人は、積立金変動に関する説明がなかったと主張するが、変動することについてはパンフレット等の書類の中に記載されており、意向確認書の中で申立人自身が確認・了解しており、積立金変動に関する説明がなかったとする申立人の主張はにわかには信用することが出来ず、積立金変動についても説明を受けたことが推認される。